

# 火災予防条例の一部改正について（急速充電設備）

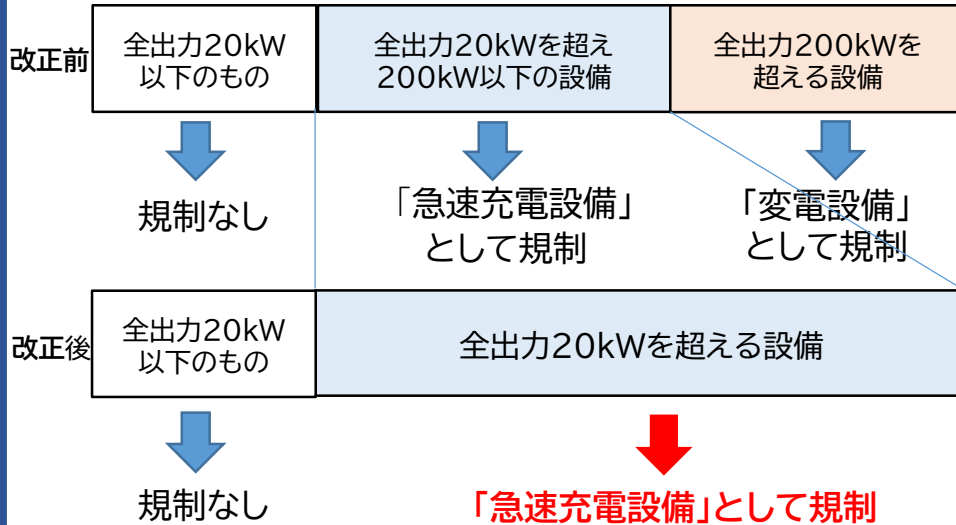
## 改正背景

電気自動車等の需要の増加に伴い、全出力200kWを超える急速充電設備については普及がさらに加速することが予想される。一方で、現行の火災予防条例において全出力200kWを超える急速充電設備は変電設備の規制の対象となり、係員以外がみだりに出入りできない等の不都合が生じている。このことから、急速充電設備の**全出力の上限を撤廃**し、併せて所要の規定の整備を行う必要がある。

## 改正の概要

### ① 条例上の急速充電設備の全出力の定義

「20kW超200kW以下」から「20kW超」に変更し、**上限を撤廃**

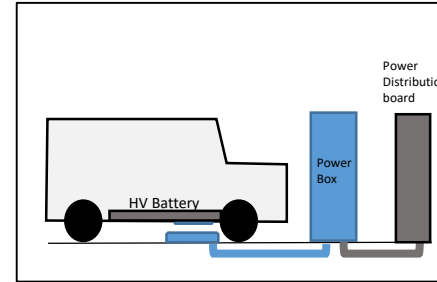


### ・変電設備と急速充電設備の規制比較の概要

規制内容	急速充電設備	変電設備	
		屋内	屋外
①不燃区画	—	○	—
②換気設備	—	○	—
③ケーブル等の区画貫通処理	—	○	—
④係員以外の者の出入り禁止	—	○	

### ② 急速充電設備の規定は「コネクター型」であることを明確化

現在の条例は、「非コネクター型（パンタグラフ型、非接触型等）」を想定した基準にはなっていないことから、「コネクター型」を**対象としたものであることを明確化する**。



非接触型急速充電設備の例



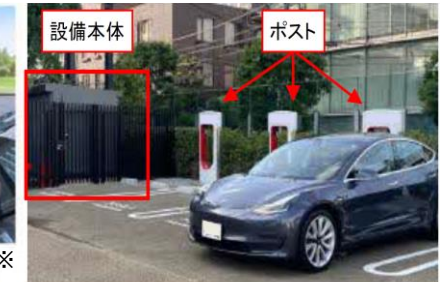
コネクター型急速充電設備の例※

### ③ 分離型の急速充電設備への対応

現在の条例は、設備本体とケーブルが一体となったものを想定した基準となっているが、設備本体とケーブル及びコネクターを収納する部分が分離した「分離型」が設置されるようになったため、**分離型にも対応した基準に改める**。



一体型の急速充電設備の例※



分離型の急速充電設備の例※